

✿ アンケートにご協力ください ✿

1. ご自身について以下からお選びください。

単位：人

当事者	4
当事者の家族・親族	2
支援者	3
教育関係者	0
商工関係者	0
それ以外	4

2. この意見交換会をどのようにお知りになりましたか（複数回答可）。

市報	5
チラシ・ポスター	2
小金井市ホームページ	1
協議会委員	4
知人・友人	6
その他（聴覚障害者団体より）	1

3. 本日お示した条例案及び本意見交換会について、ご意見・ご感想等があれば
きにゆう
ご記入ください。

・時間が短かったのもっと聞きたかったです。聴覚障害の理解を市民に普及する
必要があり、意思疎通支援や情報保障等本文にのせてほしい。
当協会も手話言語法制定に向けての話し合いをしています。障害者差別解消法と手
話言語法（できれば一緒に考えて下さると助かります。）を別に制定して頂けると
ありがたいです。

・精神科単科病院社会的入院は差別です。
生涯学習の観点から WRAP（元気回復行動プログラム）があります。
Wellness（元気） Recovery（回復） Action（行動） Plan（プラン）
1. 希望 2. 自分に責任を持つ 3. 学ぶこと 4. 権利擁護 5. サポート
又、北海道浦河町べてるの家 当事者研究があります。

・子供にもわかりやすい表記を、という意見がありましたが、子ども権利条例策定
時を思い出しました。大切な視点ですので、ぜひ反映して頂きたいと思います。
このような市民意見聴取の機会もありがたいです。今後の市の取り組みにもぜひ取

り入れて頂きたいです。ありがとうございました。

・委員の方々にお礼を申し上げます。(案)までのご苦勞に対してありがとうございました。差別は見えない各個人の中にあります。それを具体的にまとめあげるのは(より具体性が必要と思いますが)難しいことです。家族として本人と外出するたびに差別を受けますが、今では心臓にも毛が生えてつらの皮も厚くなり(笑)～生活しております。法律が出来ることは、日本の中では差別がたくさんあるということで、この法律・条例が子供達の教育の中で組み入れることが実現し浸透することで差別がなくなると希望します。3年ごとの見直し等々進化していく条例になっていきます。当事者にとって暮らしよい小金井市になるまで重ねてご尽力下さい!! ありがとうございます。引き続きよろしく願います。

・読みやすい、読みたくなるような条例であれば・・・と思います。意見の中に「子供でもわかりやすいものを」と言われた方がありました。一般市民(子供を含め)がわかりやすいものになることを願います。

・障害理解教育を充実するため、児童・生徒の障害理解教育に教育委員会と連携して取り組むということをも明記していただきたい。

具体的には、第6条相互理解の促進の第2項として「市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障害及び障害者に対する理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。」という条文を入れていただきたい。

・色々な方の意見を聞いて条例を作ることは大切だと思う。意見交換会も2回だけではなく継続してほしい。市民への啓発、普及につながると思う。

・アンケートや会場意見からも出ていましたが、文章の国語的なところに違和感を感じるので、国語的にスムーズな文章とした方がよいと思います、意見交換をするにあたっての前提として、「条例」というものの法律的な意味がよくわからないので、意見を出せないです。(「条例」の意味は、それぞれで理解しておくことなんですか?) 会のはじめに、「条例」というものの説明をしなくてよいのでしょうか。

・前文とか本文の内容が少し難しいように感じられた。もう少しソフトな文にしてもよいかなと思います。全体的に「障害者」と強くイメージします。色々と会議等協議していることと思いますが、小金井市にあった条例ができますことを期待しております。

・大変意義のある意見交換会でした。何度も行うことが重要かと思います。条例制

定までに何回も行なって条例を作っていることを周知して下さい。若い人達、子供、学生の声が聞きたいですね。

・「障害のある人もない人もすべての人たち」を対象としているので、「第2条」の定義に(4)として、何か追加する必要を感じます。

条例全体に「害」が多いのは、感覚的ですが、共生を目指す条例とは違うと思いました。

・アンケート期日が迫り実情把握が尠ならず不本意ですが条例案等について。貴地域自立支援協議会の存在もはじめて知り先ずはご尽力に敬意を表します。解消法は本来禁止法で立案されました。法7条差別解消支援地域協議会を既存の貴会が受け持つのは？当然のようにも思えますが重荷には更に条例案では権限行使も貴会設置要項では運営委託貴会の事務局？も運営受託者（指定管理者）危惧します。条例案作製も貴会に委託されるのか10条3（事務の全部）11条様式は（申立申請）だけか市長からの結果通知はないのか。助言斡旋のみで解決に努めるは？泰山鳴動して泣き寝入りでは。条例は法律ではない、これでもかの「障害者」の羅列、案全体のやわらかい文章からも「障がい者」に変更すべきである。条例案8条9条（合理的配慮）の件、市は責務「法的義務」事業者（民間）は「努力義務」のこと（しなければならぬ・努めなければならぬ）強調して頂きたい。現協議会にも利害相反の構成も、新設も考慮され、3年後には見直す条文も、前文でのやまゆり園ドイツの記事は削除の方が風化後の重荷です。私は当事者。何よりも気軽に手続きできる体制を願っています。少なくとも事務局は市にも…

・タイトルについて生涯に渡って共に生きるという言葉を入れていただけるとよいかと思っています。案としては、「障害のある人もない人も、生涯にわたってともに生きる社会をつくる小金井市条例」はいかがでしょうか？

・ふりがなのルビはちょっと大きいのですごく読みづらい。

・やまゆり園の事件はこの条例の前文にはそぐわないのではないかなという印象は受けました。

・やまゆり園の事件は本当に忘れてはいけないことだと思うので、障害ってなんだろうっていうことを考えられるような前文がいいのではないかと思います。

・子供たちにも読んでわかるとか、この条例を理解して広めることが目的だと思うので、読んでわかりにくいとか理解しにくいものでない方が良い。

・小金井市に合わせた条例づくりをやっていただきたいので、できるだけ障害者だけではなく市民一般の市民もともにという、人生生涯暮らせるようにというような、言葉を入れていただきたいと思っています。

・やまゆり園について一つ起こったことなので、前文に入れるのはどうかと思います。他の所に入れていただきたいと思っています。

・ちょっとわかりにくいと思います。もう少しわかりやすい文章に作り変えていただきたいと思っています。

・この障害者、障害者っていうことをあまり強調し過ぎて、障害者だけ差別するなっていうふうに伝わらないようにして欲しい。生きづらさを抱えている人すべてが対象になるという文章の方がいいんじゃないかなと思います。

・障害者の漢字は、害ではなくひらがなの「がい」を小金井市は使用していただけたらいいなと思いました。

・意見があります。

① 理念を市民に普及することが目的

② 分かりやすい表現への変更を希望します。

③ 本条例の目的である差別を解消したいという願いを伴った表現

④ 小金井市の街の差別事例を共有すること

⑤ 差別を受けた障害者が相談できる施設の設置

⑥ 条例の見直しを2、3年経ったら市民会議を開催し議論して欲しい。

・障害者の差別解消に当たっては、障害および障害者理解の教育というものは欠かせない。

・第6条の相互理解の促進とに、障害および障害者に対する理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする、と付け加えて頂きたい。

・第24条で、他の障害のある人もない人も共に理解し合うということは、やはり幼い時から交流がなければ、出来上がらない

・合理的配慮の必要性についてもやはり必要。

・この差別禁止法の解消はどちらかというと、禁止事項とかですね支援という障害

者、支援という立場で書かれておりますが、ほんと大切なのはその根本にあります。

- ・教育の場での理解が、必要。それによって理解も生まれる。
- ・内部障害の人への理解。
- ・条例をつくって、小金井がどういうまちになるかというイメージが必要。
- ・障害理解とか、障害理解をしていくためのプログラムとかツールとかが盛り込まれた条例をつくる必要がある。
- ・雇用の開発が必要。
- ・情報保障、手話通訳と要約筆記についての事が、全く書いてない。
- ・今回の条例と手話言語法の条例というのは別で考えていただきたい。
- ・居住の選択、移動の自由
- ・社会的障壁は、事物、制度、慣行、概念。ソフト面も大きな壁になる。
- ・わかりやすい文章表現。
- ・市民にむけて、啓発活動・理解促進活動のようなイベントをやっていく先ほどにこだわるようすけども障害の表現の方法です。
- ・対人との関わりっていう事をもう少し考えられればいいなっていうことは感じました。